2　前項の規定は、新設合併（法第六十一条に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合について準用する。

第七十六条の次に次の一条を加える。

（のれん）

第七十六条の二　金庫は、吸収合併、新設合併又は事業の譲受けをする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。

第七十七条中「（法第六十条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）」、「（法第六十一条に規定する新設合併をいう。以下同じ。）」、「（法第六十条に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。）」、「（法第六十条に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。）」及び「土地の再評価に関する法律第七条に規定する」を削る。

第九十九条第二号中「判断」の下に「及びその理由」を加える。

別紙様式第二号の表中「

リース債務	

」を「

リース債務	
資産除去債務	

」に改め、同様式記載上の注意1．中(22)を(25)とし、(4)から(21)までを(7)から(24)までとし、(3)の次に次のように加える。

(4)　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

(5)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

(6)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の９に規定する事項

別紙様式第二号記載上の注意中7．を9．とし、6．の次に次のように加える。

7．当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併（法第60条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併（法第61条に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合についても同様に取り扱うものとする。）。

(1)　当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫（法第60条に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。）の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫（法第60条に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。）の名称

(2)　合併比率及びその算定方法並びに出資１口当たりの金額

(3)　吸収合併消滅金庫から引き継いだ資産、負債及び純資産の額並びに主な内訳並びにこれらについて帳簿価額で評価している旨

(4)　会計処理方法を統一している旨。なお、複数の会計処理方法を同一の事業年度に統一できない場合には、その旨及びその理由

8．当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に取り扱うものとする。）。

(1)　当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫の名称並びに吸収合併存続金庫を決定するに至った主な根拠

(2)　合併比率及びその算定方法並びに出資１口当たりの金額

(3)　発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

(4)　吸収合併日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨及び当該吸収合併について吸収合併対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併と判定した理由

(5)　吸収合併契約において、当該吸収合併契約締結後の将来の事象又は取引の結果により当該吸収合併の対価として、現金等を追加的に交付し又は引き渡す旨を規定している場合には、その旨及び内容並びに当該事業年度以降の会計処理の方針

(6)　取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由並びに吸収合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額

別紙様式第二号記載上の注意中9．を11．とし、8．の次に次のように加える。

9．当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併（法第60条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併（法第61条に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合についても同様に取り扱うものとする。）。

(1)　計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫（法第60条に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。）の業績の期間

(2)　当該吸収合併に要した支出額及びその科目名

10．当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に取り扱うものとする。）。

(1)　計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間

(2)　吸収合併消滅金庫の取得原価及びその内訳

(3)　負ののれん発生益の金額及び発生原因

別紙様式第六号の表中「

リース債務	

」を「

リース債務	
資産除去債務	

」に改め、同様式記載上の注意1．中(22)を(25)とし、(4)から(21)までを(7)から(24)までとし、(3)の次に次のように加える。

(4)　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(5)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

(6)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の９に規定する事項

別紙様式第六号記載上の注意中7．を9．とし、6．の次に次のように加える。

7．当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併（法第60条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併（法第61条に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合についても同様に取り扱うものとする。）。

(1)　当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫（法第60条に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。）の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫（法第60条に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。）の名称